

事 務 連 絡
平成 17 年 11 月 28 日

各 検疫所 御中

医薬食品局食品安全部基準審査課

ナタマイシン標準品の頒布開始時期について

標記のナタマイシン標準品については、本日公布、施行・適用された、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成17年厚生労働省告示第494号)により、別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品を用いることとされたところです。

現在、この登録を受けた財団法人日本公定書協会において、ナタマイシン標準品の頒布の準備を進めており、平成 18 年 1 月末頃から頒布が可能になる見込みであるとのことです。貴部局におかれましても、御了知の上、食品検査機関、食品輸入事業者及びチーズ製造業者等、貴管内関係者に対する周知徹底につき、特段の御配慮をお願いします。

なお、食品中のナタマイシンの分析法については、本日付け食安基発第 1128002 号基準審査課長通知をもって示したところですが、上記事情に鑑みて、分析に際しては、ナタマイシン標準品以外の十分な純度を有する市販のナタマイシンを用いて差し支えないことを念のため申し添えます。